

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけています。少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢が急速な変化に対応していく上で、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが求められています。

これまで、入善町においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成8年の「もっと自然に男と女 共につくる推進プラン」に始まり、平成13年には、「にゅうぜん男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を展開・推進してきました。

また、平成15年には、「入善町男女共同参画推進条例」を制定して、男女共同参画の推進に関する基本理念や施策の方向性を定めています。

その後、平成19年3月に、「にゅうぜん男女共同参画プラン～第3次 入善町男女共同参画行動計画～」を策定して以降、5年毎に計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策に総合的かつ計画的に取り組んでいるところです。

これまでの取組みにより、男女共同参画に関する町民の理解は深まっているものの、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、あらゆる分野における女性の活躍推進、性的少数者（LGBTQ+）に関する認識や性の多様性への理解促進等、解決しなければならない課題は依然として多く残されています。

こうした中、本町では、第5次プランの期間終了を受け、前プランを踏襲しつつ、さらに社会情勢の変化に柔軟に対応し、時代に即した取組みを推進するため「第6次にゅうぜん男女共同参画プラン」を策定し、「認め合い、支え合い、誰もが輝けるまち」の実現を目指すものです。

### ※LGBTQ+とは

LGBTQは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性と身体の性と不一致）、クエア・クエスチョニング（自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人）のそれぞれの頭文字を組み合わせた言葉で、セクシャル・マイノリティ（性的少数者）の総称の一つです。

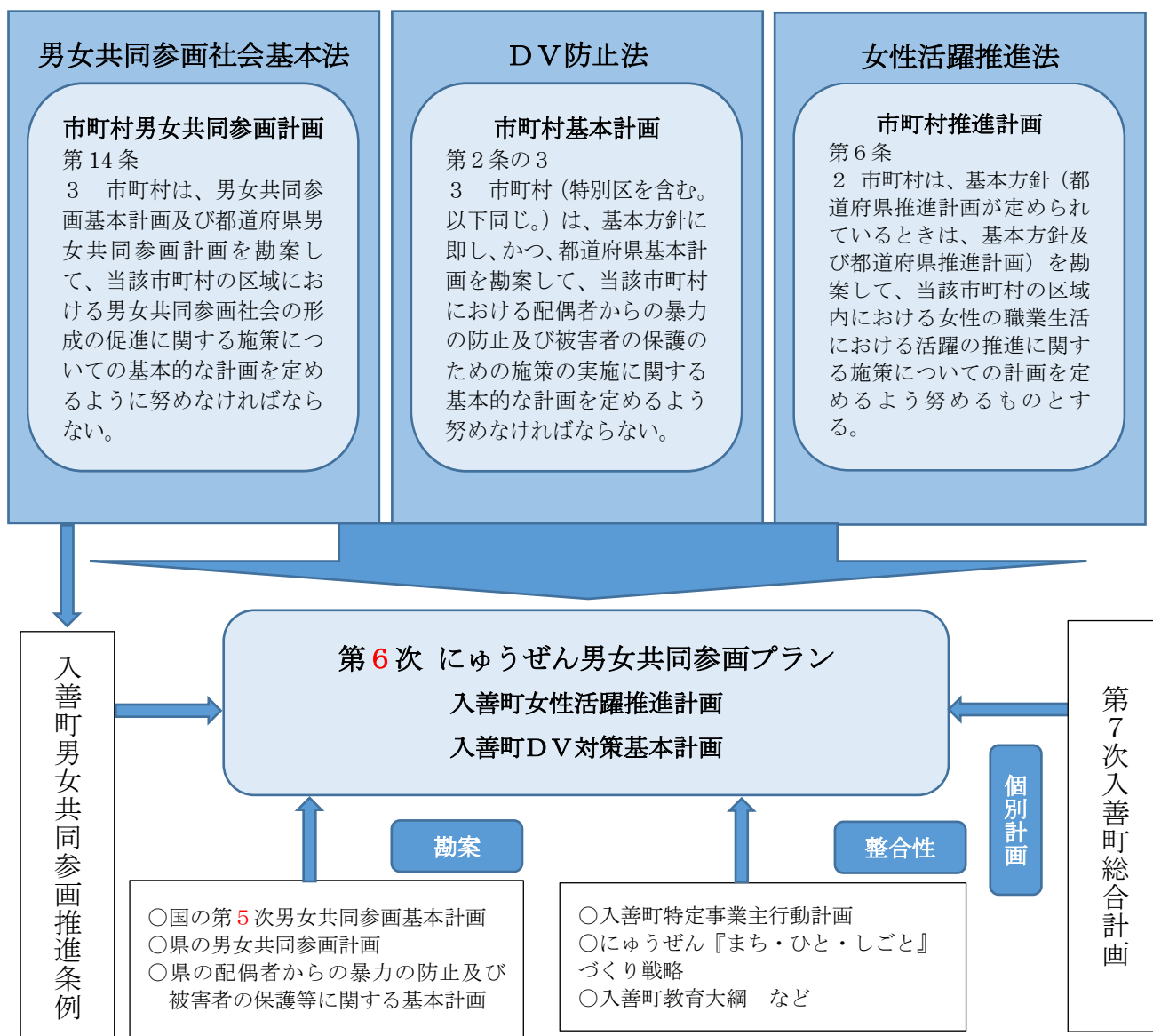
「+（プラス）」は、既存のカテゴリに当てはまらない様々な性のありようが含まれるという意味が込められています。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「入善町男女共同参画推進条例」第8条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うための計画で、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

また、基本目標2「ともに支え合い活躍できる環境づくり」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、基本目標3「健康で安心・安全に暮らせる社会づくり」における「人権の尊重とあらゆる暴力の根絶」にかかる取り組みについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

男女共同参画社会の形成は、本町における重要施策の一つであり、施策の推進にあたっては、「入善町総合計画」等各種計画との整合を図ります。



### 3 計画の期間

---

計画の期間は、令和5年4月から令和10年3月とします。

ただし、社会情勢の変化により男女共同参画をめぐる状況に大きな変化が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

## 4 計画の基本理念

---

男女共同参画の推進にあたっては、入善町男女共同参画推進条例第3条に掲げられた次の6つを基本理念とします。

### ①男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### ②男女共同参画の視点に立った意識啓発

男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

### ③政策・方針の立案及び決定への男女共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、町その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### ④家庭生活における活動と社会における活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家族が相互に配慮することにより職場、学校、地域その他の社会における活動と両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### ⑤男女のお互いの性の尊重と生涯にわたる健康の確保

男女共同参画の推進は、男女が生涯にわたり健康（身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。）であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、行われなければならない。

### ⑥国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 国際的な動き

---

- 国際連合（国連）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加等を目標に世界的な活動を行うこととしました。
- 昭和 54（1979）年の第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。
- 平成 27（2015）年の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDG s）※」が掲げられ、2030 年までに世界が直面する課題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指すことが宣言されました。

※持続可能な開発目標（SDG s）は、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標であり、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットが設定されています。

このうち、目標 5 は、「ジェンダー平等」であり、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「人権の実現」、「ジェンダー平等」及び「女性と女兒のエンパワーメント」が明記されており、すべての目標とターゲットの進展において重要な位置づけとなっています。

### 2 国の動き

---

- 国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付けました。また、翌年には「男女共同参画基本計画」が基本法に基づき策定されています。
- 平成 13（2001）年には、女性に対する暴力の根絶に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、その後も施策の実効性を高めるため、改正が重ねられています。
- 平成 27（2015）年に、自らの意思によって職業生活を営む女性の個性と能力が十分に発揮されるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したほか、令和元（2019）年の改正法では、女性が活躍できる行動計画の策定、届出、公表が義務付けられる対象が拡大されました。

- 平成 29 (2017) 年には、「働き方改革実行計画」が働き方改革実現会議において決定され、日本経済再生に向けての最大のチャレンジとして、一人ひとりの意思や能力、置かれた個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会の追及が進められています。
- 平成 30 (2018) 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、女性の方針決定の場への積極的な参画のため、取組みが進められています。

### 3 県の動き

---

- 富山県では、平成 13 (2001) 年に、「富山県男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき「富山県民男女共同参画計画」が策定されました。  
その後、平成 19 (2007) 年には第 2 次計画、平成 24 (2012) 年に第 3 次計画が策定され、平成 30 (2018) 年 3 月には現行の「富山県民男女共同参画計画 (第 4 次) ~男女がともに輝く 未来とやま~」が策定されました。
- 平成 18 (2006) 年に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (富山県 DV 対策基本計画)」については、DV 防止法の改正に伴い、県においても計画を改正しています。
- また、国の動きに連動した様々な計画の整備、企業や市町村への助言・研修の実施の他、男女共同参画社会の実現に向けた積極的な施策が進められています。

### 4 社会情勢の変化

---

- 少子高齢化の急激な進行により生産年齢人口は今後とも減少し続けると予測されており、地域経済や地域コミュニティの減退等さまざまな影響が懸念されています。
- 令和 2 (2020) 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会活動や社会経済に大きな影響を及ぼし、とりわけ、女性の割合が多いとされる非正規雇用労働者の雇用状況が悪化したことから、経済的困難に陥るひとり親家庭等の増加も危惧されています。  
一方、職場への出勤抑制のため、企業では、テレワークの導入や普及が進み、場所にとらわれず、時間を有効活用できる新しい働き方の可能性が広がっています。

## 5 入善町の状況

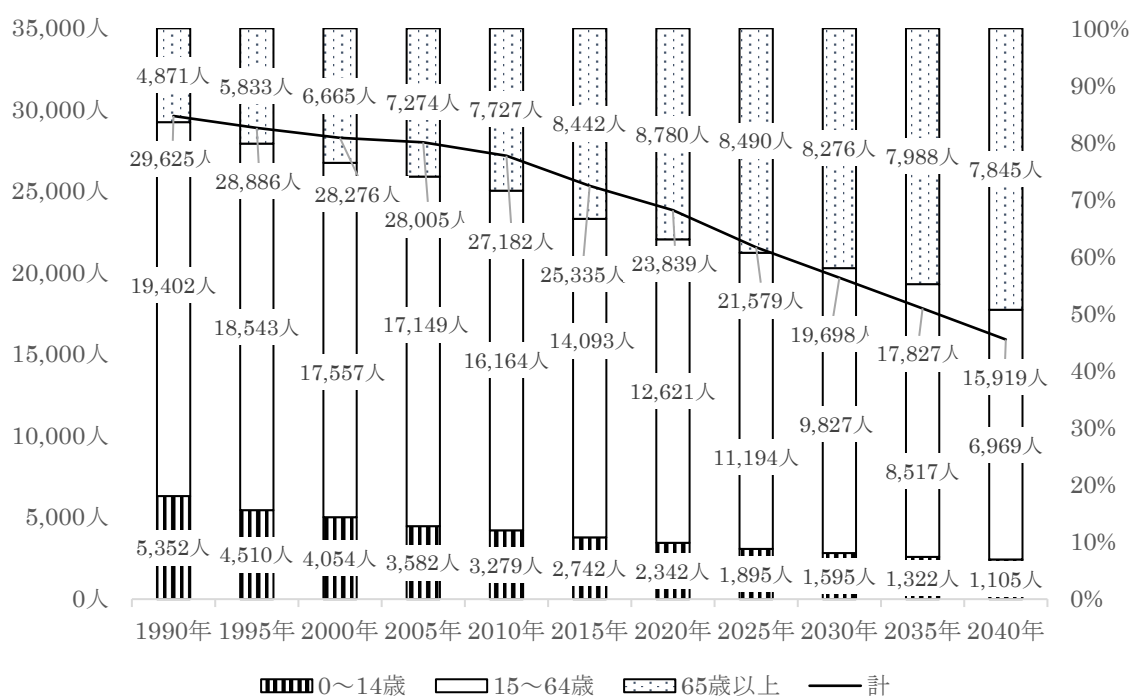
### (1) 人口の状況

本町の人口推移を国勢調査で見ると、平成2（1990）年の29,625人をピークに、年々減少しています。令和2（2020）年の最新の国勢調査結果では23,839人で、5,786人（約19.5%）も減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（平成30年3月推計）では、2025年には21,579人、さらに2040年には15,919人と予測されています。

一方、年齢3区分別人口の推移をみると令和22（2040）年には、65歳以上（老年人口）が15～64歳（生産年齢人口）の人数を上回り、今後ますます少子高齢化が加速すると推計されています。

#### ◆年齢3区分別人口の推移及び予測



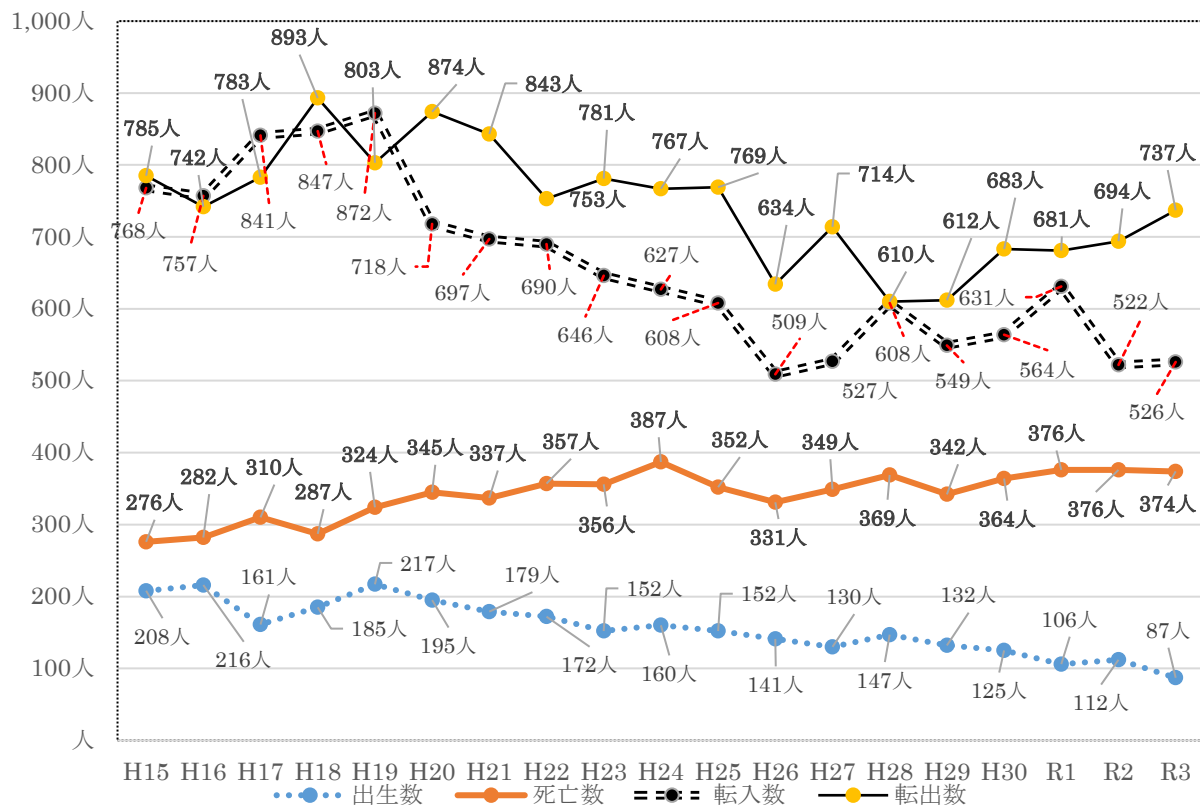
出典：2020年までは、総務省「国勢調査」により作成

2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」により作成

◆自然動態及び社会動態

自然動態については、年々出生数と死亡数の差が拡大しています。

一方、社会動態については、平成 20 年以降、転入数が減少傾向にあり、転出数が転入数を上回る状況が続いています。



出典：「統計にゆうぜん」（2021 年）により作成 元データ：人口移動調査（10/1～9/30）

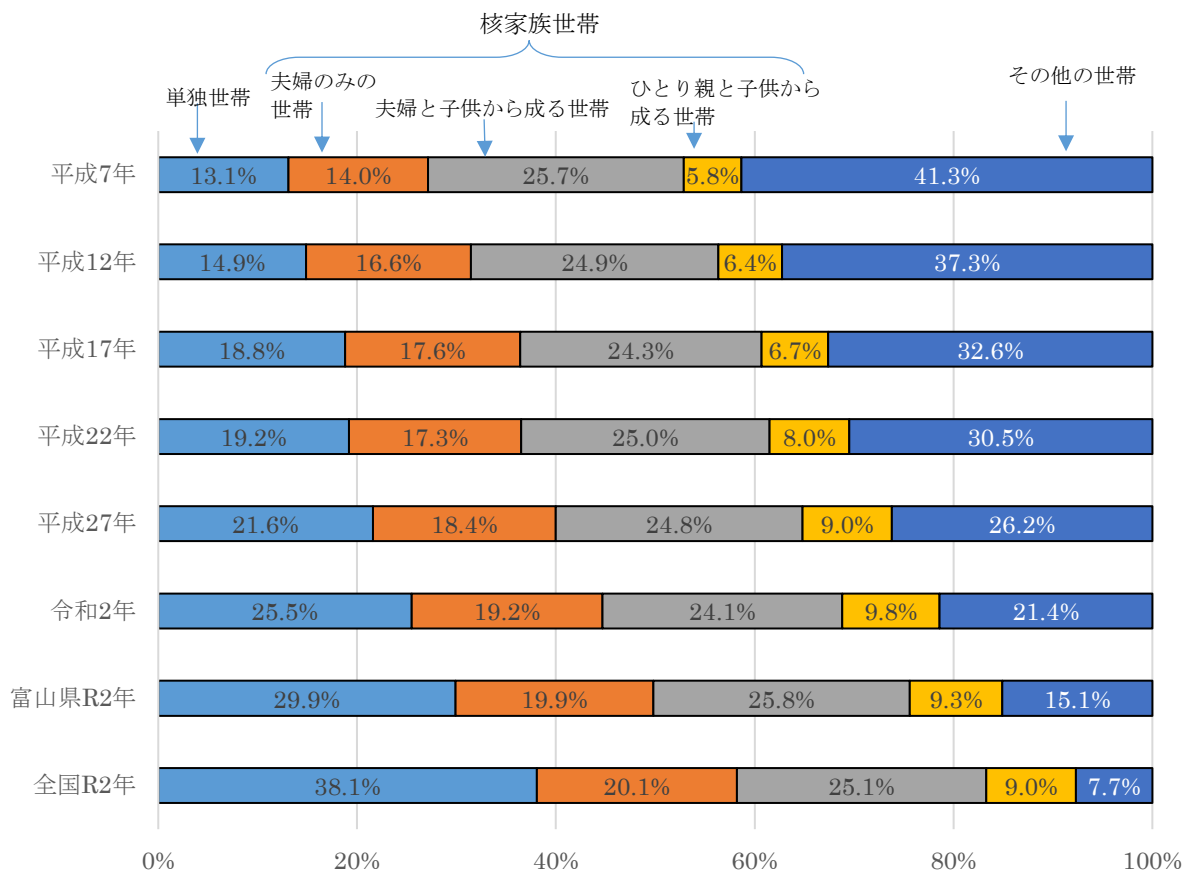


## (2) 家族形態の変化

世帯の家族類型の割合の推移を見ると、この20年余りで、単独世帯が大幅に増えています。これは、未婚者の増加や高齢化に伴い配偶者と死別したのち単独世帯となる方が増加したためと推察されます。

また、核家族世帯が徐々に増えており、1世帯当たりの平均人員も平成27年以降は、3人を切っています。

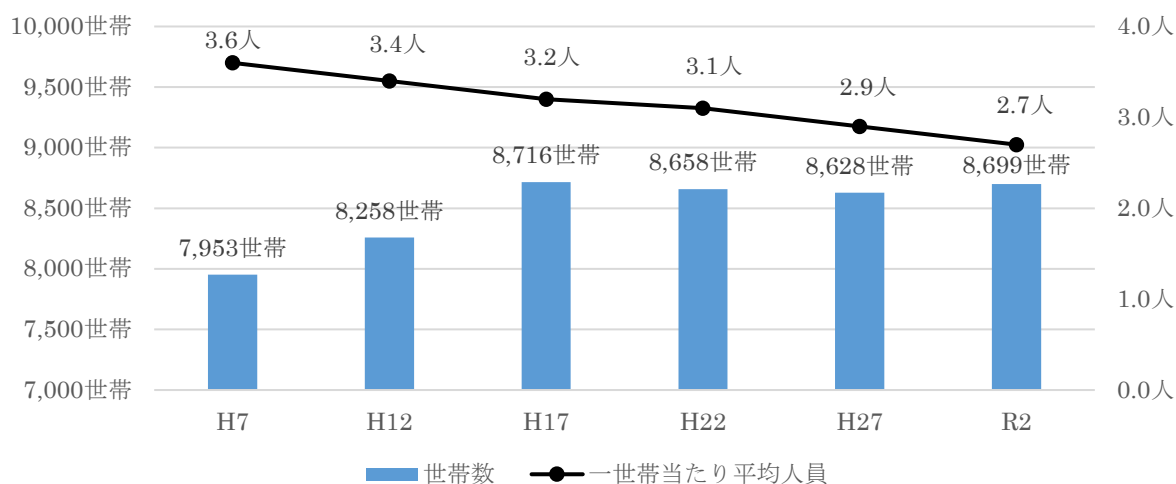
### ◆一般世帯の家族類型の割合の推移



出典：入善町のデータは、「統計にゆうぜん」（2021年）により作成

富山県と、全国のデータは、総務省「国勢調査」により作成

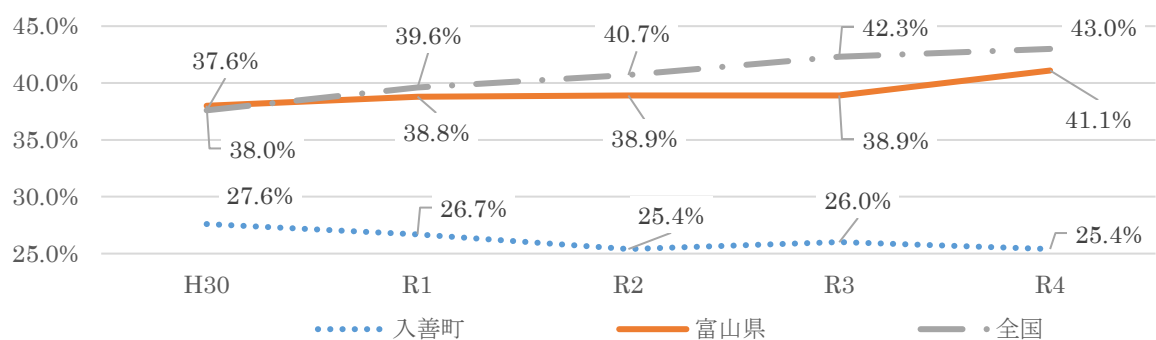
### ◆世帯数と一世帯当たりの平均人員



出典：総務省「国勢調査」により作成

### (3) 審議会等における女性委員の割合

本町の審議会等における女性委員の割合は、直近5年間の調査では、全国・富山県を下回っています。



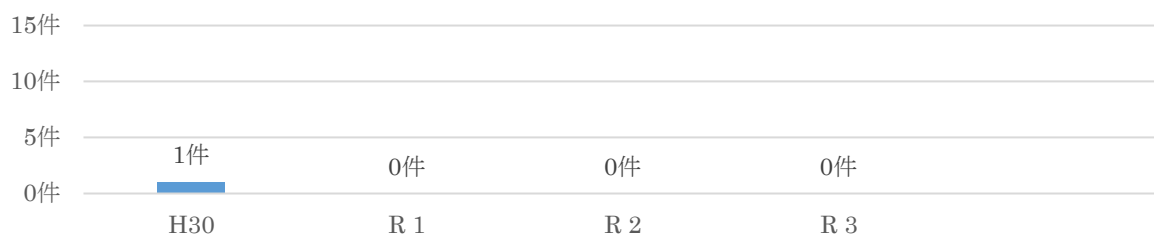
資料：(入善町) 入善町教育委員会事務局調べ (各年3月31日現在)

(富山県) 女性活躍推進課調べ (～令和2年6月1日現在、令和3年～4月1日現在)

(全国) 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(各年9月30日現在)

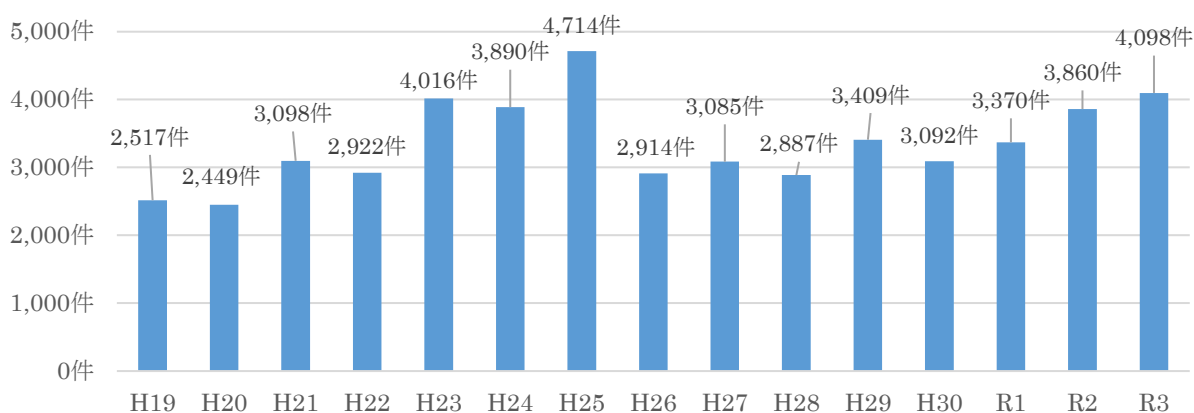
#### (4) DVの現状

##### ◆本町のDVに関する相談受付件数



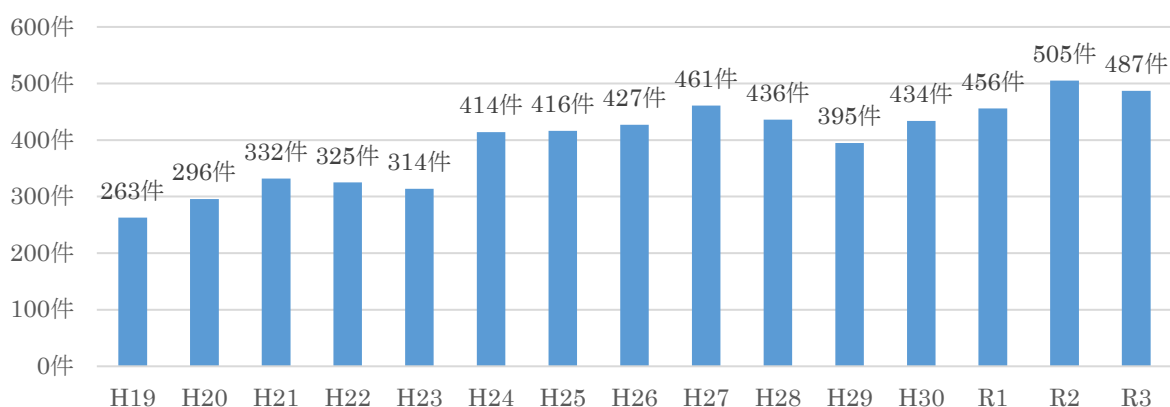
出典：入善町教育委員会事務局調べ

##### ◆富山県のDVの相談件数の推移



出典：富山県女性活躍推進課調べ

##### ◆富山県のDV事案の認知件数の推移



出典：富山県警察本部統計

DVについては、被害者がその被害を公的機関に相談したり、届け出ることについて抵抗感を持つことが多く、潜在化することが多いため、実際はグラフの数値よりも高い恐れがあります。関係機関と連携しながら、暴力の根絶について総合的な取り組みを行っていく必要があります。

## 6 入善町の男女共同参画を取り巻く課題

---

### 課題1 男女共同参画についての意識づくり

意識調査の結果を見ると、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」などにおいて未だに男性の方が優遇されていると感じている町民が多く、依然として不平等感が根強いことがうかがえます。また、家事等の分担については、家事や子育て、介護のいずれも妻が主に分担していると回答した割合が多く、女性に負担が偏っている状況です。

男女共同参画社会の実現に向け、障害となっている固定的性別役割分担意識やこれに基づく社会における制度や慣習を見直していかなければなりません。

今後、幅広い年齢層に男女共同参画の意識や必要性について理解を促すとともに、情報提供や啓発活動を継続的に行っていくことが必要です。

### 課題2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

働くことは、生活の経済的基盤であり、働きたい人誰もがその個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会の根幹をなすものです。

意識調査では、女性が働き続けるために必要なこととして、「子どもを預けられる環境の整備」や「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護の両立支援制度の充実」などがあげられています。

また、政治・経済・地域などでの女性リーダーを増やすときの障害については、女性では、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分でないこと」が最も多く、また、男女ともに「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」と回答した割合が高い結果でした。

今後、誰もが、職場や地域などで活躍できるよう、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めるとともに、子育てや介護と仕事が両立できる環境を整備していくことが求められています。

また、方針決定の場へ女性が積極的に参画できるよう、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、人材の育成や女性が能力を発揮しやすい環境づくりが必要です。

### 課題3 誰もが安心して暮らせる基盤づくり

意識調査において、自身の幸福感を判断する際に重視するものについては、男女ともに「健康状況」が最も多く、次いで「家計の状況」「家族関係」が多いという結果でした。

誰もが安心して暮らしていくためには、生涯を通じた健康と、暴力や差別のない生活環境を確保するとともに、万が一の災害等にも備えることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染拡大による全国的なDVの増加やひとり親家庭等への経済的打撃などの影響も踏まえ、さまざまな問題を抱える人々が安心して暮らせるようなきめ細やかな支援体制が必要とされています。

## 第3章 計画の目標と体系

### 1 目指す将来像

---

この計画を推進することにより、町民一人ひとりがお互いを認め合い、支え合いながら、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し、誰もがいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

目指す将来像

認め合い、支え合い、誰もが輝けるまち

### 2 基本目標

---

#### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みの解消を図るとともに、男女共同参画についての理解を促進していきます。

また、多様な性のあり方についての理解を深め、互いに尊重し、認め合う意識の醸成に努めます。

#### 基本目標2 とともに支え合い活躍できる環境づくり

誰もが活躍できる活力ある社会を実現するためには、男女がともに地域や社会の活動に参画し、多様な価値観や発想を取り入れることが重要です。

これらを踏まえ、社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるとともに女性があらゆる分野で活躍できるよう環境整備に努めます。

また、誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、多様な働き方改革を推進するとともに、仕事と育児・介護の両立支援の充実を図ります。

### **基本目標3 健康で安心・安全に暮らせる社会づくり**

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、生涯を通じて健康づくりを支援し、DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメント等、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災・減災・災害復興対策の取組みを促進します。

さらに、ひとり親家庭や障害者、外国人等の様々な困難を抱える人々に対し、実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

### 3 計画の体系

目指す将来像	基本目標	施策の方向性	具体的施策
認め合い、支え合い、誰もが輝けるまち	男女共同参画社会の 意識づくりに 向けた	男女共同参画社会の意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画社会実現のための啓発推進</li> <li>②男女共同参画の視点に立った、制度・慣行の見直し</li> <li>③若い世代への男女共同参画教育の推進</li> <li>④男女共同参画に関する調査・研究と改善に向けた取組みの推進</li> </ul>
		性の多様性の尊重と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①性の多様性の尊重、知識の普及・啓発</li> </ul>
	ともに支え合い活躍できる環境づくり (女性活躍推進法第6条第2項 に基づく推進計画)	政策・方針決定過程における女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①審議会等における女性の参画拡大</li> <li>②女性の役職への登用及び職域拡大</li> </ul>
		働く場における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女の均等な雇用機会と待遇の確保</li> <li>②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備</li> <li>③男性の子育て、介護、地域活動等への参画拡大</li> <li>④子育て支援の充実</li> <li>⑤介護支援の充実</li> </ul>
		地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</li> </ul>
		あらゆる分野における女性の参画拡大のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①女性の能力の開発・発揮のための支援</li> <li>②女性の参画を促す支援</li> </ul>
	健康で安心社会・安全に暮らせる	生涯を通じた男女の心と体の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生涯にわたる包括的な健康支援</li> <li>②妊娠・出産等に関する健康支援</li> </ul>
		人権の尊重とあらゆる暴力の根絶 (DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人権尊重の意識と啓発</li> <li>②あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり</li> <li>③相談体制・被害者支援体制の充実、関係機関との連携強化</li> <li>④様々なハラスメント防止対策の推進</li> </ul>
		誰もが安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①様々な困難を抱える人への生活、自立支援</li> <li>②高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> <li>③男女共同参画の視点に立った地域防災</li> </ul>



## 第4章 施策の内容

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### (1) 男女共同参画社会の意識啓発の推進

##### 施策の方向性

○性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みに基づく制度や社会慣行等を見直すとともに、意識改革を図るための、男女共同参画の視点にたった効果的な啓発活動や子どもたちへの教育の充実に努めます。

##### 具体的施策

主な取り組み内容
<p><b>【男女共同参画実現のための啓発推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町の広報誌やホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。</li><li>・男女共同参画フォーラムにおいて、講演会やシンポジウム等を開催し、男女共同参画社会への理解と意識づくりを推進します。</li><li>・入善町男女共同参画推進員や各種女性団体等による、地域における男女共同参画の啓発活動を支援します。</li><li>・町ホームページへの「にゅうぜん男女共同参画プラン」の掲載やプランの概要版の全戸配布を行い、計画の周知に努めます。</li></ul>
<p><b>【男女共同参画の視点にたった制度・慣行の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みの解消やこれらに基づく社会制度や慣行の見直しに向けた啓発活動に努めます。</li></ul>
<p><b>【若い世代への男女共同参画教育の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育の場において、家庭と連携を図りながら、男女共同参画意識を育む教育を行います。</li></ul>
<p><b>【男女共同参画に関する調査・研究と改善に向けた取り組みの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画に関する意識調査・実態調査等を実施し、その結果を分析するとともに課題の把握に努めます。また、計画や施策の策定にあたっては、調査結果を踏まえ、改善に向けて取り組みを進めます。</li></ul>

## (2) 性の多様性の尊重と理解の促進

### 施策の方向性

○性的指向や性自認に関する適切な理解促進を図り、多様な性の形を認め、誰もが自分らしく生きられるような環境づくりを目指し、人権教育や啓発活動を推進します。

### 具体的施策

主な取組み内容
<p>【性の多様性の尊重、知識の普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・研修会等の機会を活用し、人権啓発や性的少数者（LGBTQ+）などに関する知識の普及、啓発を行うことにより、理解の促進に努めます。</li><li>・性の多様性に関する情報の提供や相談体制の充実に努めます。</li><li>・県のパートナーシップ宣誓制度について、県と連携し、制度の周知に努めます。</li></ul>

## 基本目標 2 とともに支え合い活躍できる環境づくり

### (1) 政策・方針決定過程における女性の参画推進

#### 施策の方向性

○町の政策、方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性委員の登用拡大に努めるとともに、企画や立案段階から女性の参画が進むよう、人材の育成に取り組めます。

#### 具体的施策

主な取り組み内容
<p><b>【審議会等における女性の参画拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業委員会をはじめとする執行機関としての委員会や審議会等において、庁内の関係部署が連携し、女性登用を推進します。</li><li>・様々な意見を反映させるため、委員会や審議会等の委員については性別や年齢にかかわらず、多様性のある委員の登用を進めます。</li><li>・関係団体に委員の候補者となり得る女性の推薦を働きかける等、連携を図り、人材の発掘に努めます。</li><li>・委員会や審議会等の役割の重要性や必要性について理解を深める取り組みを行います。</li><li>・委員会や審議会等の女性の登用状況を調査し、女性委員が3割に満たない場合には、原因究明と解消に向けた取り組みを働きかけます。</li><li>・入善町男女共同参画審議会委員の女性割合は、引き続き「5割」を堅持します。</li></ul> <p><b>【女性の役職への登用及び職域拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町女性職員の職域拡大や管理職登用を進めるとともに、女性の能力が十分に発揮できるよう、研修の充実や参加の促進を図り、人材の育成に努めます。</li></ul>

## (2) 働く場における男女共同参画の推進

### 施策の方向性

○職場における男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、意欲と能力のある男女が活躍できる環境整備を進めるとともに、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方の見直しについて企業に働きかけます。また、これまで女性が主に担っていた家事・育児・介護等を男性が参画しやすいよう意識改革を図っていきます。

### 具体的施策

主な取組み内容
<b>【男女の均等な雇用機会と待遇の確保】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・国や県、行政機関等と連携し、労働関係等の法令や制度についての周知・啓発・情報提供に努めます。</li><li>・企業の一般事業主行動計画にについて、関係機関と連携し、周知・啓発活動を促進、策定を促進します。</li></ul>
<b>【ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、様々な媒体を活用し、町民及び事業所に対し、情報提供や啓発を行います。</li><li>・働き方改革や女性活躍に積極的に取り組む企業の事例を紹介します。</li></ul>
<b>【男性の子育て、介護、地域活動等への参画拡大】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・女性だけではなく、男性も積極的に育児・介護休業制度を活用できるよう、制度等の周知・啓発に取り組むとともに、男性が子育て、介護、地域活動等へ参画しやすい環境づくりに努めます。</li></ul>
<b>【子育て支援の充実】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・多様な保育ニーズに対応し、延長保育や休日保育等サービスの充実に努めます。</li><li>・小学生児童を対象に放課後、学童保育を行います。</li><li>・にゅうぜん子育てサイト等において子育てに関する情報を提供します。</li><li>・子育て世代包括支援センター等において、子育ての相談や支援を実施します。</li></ul>
<b>【介護支援の充実】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・介護者の負担軽減のため、介護サービス等の充実に努めるとともに、利用促進のための情報提供に努めます。</li></ul>

### (3) 地域社会における男女共同参画の推進

#### 施策の方向性

○男女が共に地域活動に参画していく必要性を啓発するとともに、方針決定の場への女性の参画を促すための働きかけや情報及び学習機会等の提供を行います。

#### 具体的施策

主な取組み内容
<p><b>【地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会は、男女が共に作り上げるという意識を啓発し、町内会・PTA・老人クラブ等の地域団体役員への女性の登用や、方針決定過程への女性の参画について促します。</li><li>・男女共同参画推進友の会等をはじめとする女性関係団体の活動を支援し、地域活動における女性人材の育成に努めます。</li><li>・男女共同参画フォーラム等を通じ、様々な情報や学習機会を提供します。</li></ul>

#### (4) あらゆる分野における女性の参画拡大のための人材育成

##### 施策の方向性

○女性の能力が発揮できる環境づくりや女性の参画意識の向上のため、情報の提供や学習機会の充実を図り、より広い分野で活躍できる女性人材の育成に努めます。

##### 具体的施策

主な取組み内容
<p><b>【女性の能力の開発・発揮のための支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係女性団体やグループに対し、情報提供を行います。</li><li>・女性の社会意識を高める研修会等への積極的な参加を促すとともに、人材の育成を強化します。</li></ul>
<p><b>【女性の参画を促す支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各分野で活躍する女性のロールモデルを紹介し、女性自身の意識改革につなげます。</li><li>・リーダーを目指す女性のために各種研修等の情報提供や相談・支援を行います</li><li>・起業家を目指す女性に対して、経営管理、人材育成等の知識習得のための情報提供を行います。</li><li>・育児・介護等でいったん離職した女性の起業や再就職に対し、能力開発訓練等の情報提供を行います。</li></ul>

## 基本目標3 健康で安心・安全に暮らせる社会づくり

### (1) 生涯を通じた心と体の健康支援

#### 施策の方向性

○人生100年時代を見据え、町民が生涯にわたり健康を保持できるよう、ライフステージや性差に応じた心と体の健康支援を行うとともに、妊娠、出産等における支援を充実し、安心して子供を産み育てることができる環境の整備に努めます。

#### 具体的施策

主な取組み内容
<p><b>【生涯にわたる包括的な健康支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・様々な媒体を活用し、健康に関する情報を発信します。</li><li>・心と体の健康相談、健康教育及び講座や研修等を実施し、健康保持と増進に努めます。</li><li>・「減塩いいね！」プロジェクトの普及により、生活習慣病の予防に取り組めます。</li><li>・特定検診・特定保健指導の推進により、生活習慣病の発症や重症化予防を図ります。</li><li>・病気の早期発見、早期治療に繋げるため、各種がん検診等の受診促進に努めます。</li><li>・「食育」を推進し、食について自ら考え、正しく判断し、実践することができるよう、講習会等を開催します。</li><li>・男女特有の健康問題についてライフステージに応じた健康保持増進対策の充実や周知に努めます。</li><li>・男女がお互いの身体的性差を理解し、思いやりをもって生活できるよう、学校とも連携して段階に応じた性教育等を行います。</li></ul> <p><b>【妊娠・出産等に関する健康支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、様々な媒体を活用し、情報発信を行うとともに、各種教室を開催します。</li><li>・子育て世代包括支援センター等で妊娠前・妊娠期・出産・産後・子育て期とそれぞれのニーズに合った切れ目のない相談・支援体制を強化します。</li><li>・不妊・不育治療等に関する支援及び情報提供を行います。</li></ul>

## (2) 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

### 施策の方向性

○男女が互いの人権を尊重するよう教育・啓発を強化するとともに、あらゆる暴力の根絶をめざし、関係機関と連携して、相談機関の周知や被害者の自立に向けた支援の充実を図ります。

### 具体的施策

主な取組み内容
<p><b>【人権尊重の意識と啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権に関し、正しい知識の啓発及び意識の向上に向け、法律・制度等の理解の促進を図るとともに、研修の機会の提供や普及・啓発活動を行います。</li><li>・人権擁護委員と連携し、相談体制の充実に努めます。</li><li>・学校教育を通して、人権を尊重しあう人格形成に努めます。</li></ul>
<p><b>【あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童や高齢者、障害のある人等に対する虐待や配偶者等による暴力（DV）の未然の防止と根絶を目指し、国や県と連携し、広報・啓発活動を行います。</li><li>・SNSなどを利用した新しい形の暴力に対応するため、警察や学校等と連携し、実態把握や啓発活動及び相談機関等の周知を行います。</li></ul>
<p><b>【相談体制・被害者支援体制の充実、関係機関との連携強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・警察や病院等関係機関と連携し、状況に応じた迅速・的確な対応を行います。</li><li>・民生委員・児童委員、人権擁護委員、男女共同参画推進員、学校等と連携を図り、DV被害者の早期発見に努めます。</li><li>・庁内の関係部署との連携を促進し、被害者が安心して各種手続きを進めることができるような体制づくりを行います。</li><li>・関係各機関と連携し、DVや虐待等の被害者の保護・救済や再発防止に向けて取組み、自立・支援につなげます。</li></ul>
<p><b>【様々なハラスメント防止対策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職場や学校や家庭、地域において、各種ハラスメントの防止に向けた講演会の開催やパンフレットの配布等による周知・啓発を行います。</li><li>・ハラスメントに関する相談機関等の情報提供に努めます。</li></ul>



### (3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

#### 施策の方向性

○家族形態が多様化する中で、様々な不安や悩みにより孤独感や孤立感を感じないように、情報提供に努めるとともに、身近で重要な生活の場である地域社会全体で支え合いのできるまちづくり・環境整備を進めます。

#### 具体的施策

主な取組み内容
<p><b>【様々な困難を抱える人への生活、自立支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入学準備金の支給や奨学金制度を周知し、経済的困難を抱える家庭の児童生徒が安心して学習に取り組める環境づくりに努めます。</li><li>・ 児童扶養手当・特別児童扶養手当等、子どもの健全育成に向けた資金援助や医療費助成等の経済的支援を行います。</li><li>・ 様々な困難を抱える人々へ実情にあった支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、自立して生活ができるよう、各種情報の提供や相談体制の充実を図ります。</li></ul>
<p><b>【高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者が培ってきた知識や経験が活かせるよう、シルバー人材センターの活動等への支援など、多様な就業機会の確保に努めます。</li><li>・ 趣味の活動、交流の場等などの充実により、高齢者の生きがいを推進します。</li><li>・ 認知症やひとり暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」に基づき、地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。</li><li>・ 障害者が意欲と能力に応じて働くことができるよう、関係機関と連携して就労を支援します。</li><li>・ 外国人が町で円滑に暮らしていくための様々な情報を提供します。</li></ul>
<p><b>【男女共同参画の視点に立った地域防災】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災会議の女性委員の割合について、国の指標である 30%に向けた取組みを促進します。</li><li>・ 女性の自主防災組織への参画を推進し、男女共同参画の視点にたった避難所運営等の対応ができるよう防災体制の整備に努めます。</li><li>・ 災害救援に関わる防災士やボランティアコーディネーター等の養成、研修の情報提供や地域訓練の充実にも努めます。</li></ul>

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

---

本町における推進体制の充実のため、入善町男女共同参画推進条例に基づき、入善町男女共同参画審議会を設置・開催し、幅広い意見の反映に努めます。

また、庁内各課・局と連携し、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った施策の立案に努めるとともに、施策の総合的、計画的かつ効率な推進を図ります。

### 2 町民、関係団体、事業者との協働

---

本計画の推進は、行政だけの力では困難であり、町民一人一人の意識改革や関係団体による啓発活動、事業者の積極的な取組みなど、あらゆる場面において、理解と協力が必要となります。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町民、関係団体、事業者等がそれぞれの立場で主体的な取組みができるよう環境整備に努めるとともに、協働体制のさらなる強化に努めます。

### 3 効果的な進行管理

---

本計画の効果的な進行管理のため、「成果指標」を設定し、定期的に計画の進捗状況や達成状況を確認します。また、確認の結果を踏まえ、施策内容等を検証するとともに、必要に応じて見直しを行うことで、計画をより実効性のあるものとしていきます。

## 4 計画の成果指標

### ○基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

指 標	現状値	目標値
家庭生活において男女の地位が、「平等である」と感じる人の割合 (%)	37.2% (令和4年度)	47% (令和9年度)
社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が、「平等である」と感じる人の割合 (%)	12.9% (令和4年度)	22% (令和9年度)

### ○基本目標2 とともに支え合い活躍できる環境づくり

指 標	現状値	目標値
審議会等委員に占める女性の割合 (%)	25.4% (令和4年度)	40%以上 60%未満 (令和9年度)
農業委員における女性委員の割合 (人/人中)	3人/18人 (令和4年度)	6人/18人 (令和9年度)

### ○基本目標3 健康で安心・安全に暮らせる社会づくり

指 標	現状値	目標値
特定検診の受診率 (%)	48.5% (令和3年度)	60% (令和9年度)
町防災会議の委員における女性割合 (%)	14.3% (令和4年度)	30% (令和9年度)